

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

令和7年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きは、月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れリスクや物価上昇等に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」において、少子高齢化・人口減少を克服し、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現を目指すとともに、防災・減災及び国土強靱化対策や地方創生に取り組むほか、中長期の視点に立った経済・財政運営に向けた改革を推進することとしております。

本市においては、市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクは抑えられているものの、人口減少や少子高齢化社会、物価高騰が及ぼす影響等により、今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。

また、市民サービスを始めとする行政需要が多様化、複雑化する中で、扶助費等の義務的経費や投資的経費の増加が見込まれており、更なる行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

令和7年度当初予算は、「住みよさを実感できるまち」を次世代に確実に繋げていくため、「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」や「産官民による魅力あるまちづくりの推進」に加えて、「子どもを大事にするまち」、「若者が元気で活気のあるまち」、「高齢者が健康で暮らせるまち」の「3つのまちづくり」を実現するため、「市民力」「地域力」「産業力」を結集した「オール下松」で取り組むことが重要となります。

今年度は、防災・減災等の安全・安心対策をはじめ、これまで進めてきた豊井地区から東海岸通りにおける市街地形成の加速化や企業立地の推進、米川地区の拠点施設整備等の公共施設の再編・複合化、子育て世帯に対する支援の充実、地域課題への対応や地域資源を活用した取組等、総合計画や総合戦略に沿ったまちづくりを継続的に進めるとともに、「人口減少対策集中強化プラン」に基づく各種施策を機動的且つ戦略的に展開することにより、地域活性化や税源涵養に繋げてまいります。

予算編成にあたっては、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、引き続き、危機感をもって「第6次下松市行財政改革推進計画」に基づいた収支均衡のとれた歳入・歳出構造改革を実践し、各部局内では、事業の優先度、必要性、効果を検証し、既存の事業等の統廃合など行政コストの低減に取り組むほか、新たな財源確保など、改革意識を持った予算編成となるよう期待しております。

歳入・歳出予算の編成に関する事項

1 当初予算全体の考え方

(1) 本市の人口は、住民基本台帳で57,000人を割り込む状況が続くなど、人口減少傾向が継続しており、今後の市税をはじめとした一般財源の減少に備える必要がある。また、扶助費、公債費などの経常経費の増加に加え、人口減少・少子化対策、公共施設やインフラの老朽化対策に要する費用の増加などにより、財政運営は一層厳しさを増すと予想される。

職員一人一人が常に危機感を持ち、庁内の横断的な連携の下、事業の費用対効果を意識し、既存の事業等の統廃合、大胆な見直し等を行うとともに、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向け積極的に取り組むこと。

(2) 令和7年度は、一般財源ベースで約5億円の財源不足が見込まれる。このため、新たな財源確保や歳出削減を行い、財源不足額の抑制に努める必要がある。各部課等の予算要求においては、前年度の不用額を踏まえ、更なる事務事業の統廃合・見直し、物品調達方法の工夫などによる経費の削減を図り、前年度予算の経常一般財源総額の5%を目安に削減して要求すること。

なお、経常経費の削減が困難な場合は、ヒアリング時に説明を求めるとする。

(3) 各部課等においては、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛け、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で要求を行うこと。

(4) 行財政改革を踏まえ、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

(5) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、実施計画や政策プレゼン等で採択された事業であっても、その予算化に際しては、後年度の財政負担等を十分検討し、優先度を付した上で計画的に要求すること。

(6) 補助金について、要望に沿った内示額が交付されない事例が多発しているため、国・県に対して補助金の確保を積極的に働きかけるとともに、内示額が想定以下であった場合には、安易に単独事業として執行せず、優先順位を精査し、事業の再編や一部停止等、慎重に判断すること（要財政課協議）。

- (7) 各施設の修繕や改修等については、総合的なマネジメントの視点から、その効果や必要性、優先度等を見極め、必要に応じ、各施設の必要性や施設の廃止、集約化・複合化、地元への移管などを検討すること。
- (8) 予算要求等の提出書類については、別紙「令和7年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

2 歳出予算

- (1) 各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本とすること。新規事業については、既存事業や類似事業との検証を十分に行ったうえ、スクラップ&ビルドの考えの下、部署全体としての事業費が膨張しないようにすること。また、効果の薄れた既存事業は厳しく精査し、終了期間の設定、統廃合、縮小により歳出の削減を行うこと。
- (2) 前年度の不用額や流用状況等を分析し、新年度予算において多額の不用額や年度途中の流用等が生じないように、適正な額を見積もること。特に義務的な扶助費等については、可能な限り精緻に見積もること。
- (3) 投資的経費については、市債残高が高止まりする中、借入金利が上昇しており、加えて、今後も複数の大型事業が見込まれるという厳しい状況にある。本市の人口が減少局面にある点を踏まえると、将来世代の負担軽減に向けて、事業費の抑制に真剣に取り組む必要がある。
このため、真に必要な事業・機能に選択と集中を図り、持続可能な財政運営を行うため、事業費を前年度以下の水準に圧縮するよう努めること。

3 歳入予算

- (1) 今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。
- (2) 従来、一般財源で対応していた事業についても、国・県の補助制度や各種団体の助成制度について積極的に情報収集を行い、活用を検討すること。
なお、補助事業を安易に受け入れた結果、多額の一般財源の持ち出しを要することがないように、緊急性やその効果等を十分検討すること。
- (3) 市税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。

- (4) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。
- (5) 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立ち、適正な負担の確保に努めること。
- (6) 財産については、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により有効活用を図り、収入の確保に努めること。また、広告料収入やネーミングライツなど、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。
- (7) 市債については、過度の将来負担とならないよう基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意し活用すること。

4 特別会計

- (1) 特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。
- (2) 特に、医療・介護等の特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持・増進に努める施策の推進を図るとともに事業の優先度並びに施策効果を検証すること。

5 出資団体（第3セクター）

市の出資団体については、事業内容、経営状況、現金の管理実態など多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導・監督を行うこと。

また、出資団体を指定管理者としている場合には、指定管理の期間や業務の見直しを含めて今後のあり方について検討し、適切な予算編成に努めること。